

1. 地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

真の分権型社会を実現するため、都市自治体は厳しい財政状況の中にあつて、徹底した行財政改革を進める一方、地域の特色を活かした効率的で自立性の高い都市経営に取り組む必要がある。

よつて、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方分権改革の推進について

- (1) 平成26年度から開始された「地方分権改革に関する提案募集」など都市自治体からの提案を真摯に受け止め、分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。
- (2) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。
- (3) 権限移譲については、都市自治体の地域の実情に合った特色あるまちづくりが可能となる包括的なものとし、都市規模や状況に応じて積極的かつ機能的に移譲を進めること。

2. 地方財政の充実強化について

- (1) 地方自治体において急増している行政サービスの財政需要に迅速かつ的確に対応するため、税源の偏在性が小さく、安定的な税収の確保とともに、基礎自治体において地域の実情に応じた課税自主権の拡充など地方税制体系を見直すこと。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるため、国と地方の役割に応じた、本格的な税源移譲を早期に実現するとともに、税源移譲までの過渡的な制度として、新たな交付金等を創設する場合には、都市自治体との合意形成を前提に、地方税財政制度全体のあり方の中で位置付けること。
- (3) 都市自治体の子育て支援等の社会保障施策を充実するため、消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増額分については、普通交付税を減少・相殺することのないよう、地方交付税の基準財政収入額に全額算入しないこと。
- (4) 地方の債務を減少し、財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した地方の公共事業について、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。
- (5) 超低金利政策を背景に、依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成19年度から平成24年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還について、年利等の対象要件を緩和し、制度復活すること。

3. 地方創生に係る新型交付金について

まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実施するため、新型交付金については、都市自治体が効果的に活用できる包括的かつ恒久的な交付金制度とするとともに、十分な予算を確保すること。

4. 合併特例債の適用期間の更なる延長について

合併後15か年度とされた合併特例債の適用期間について、現下の建設事業を取り巻く状況に鑑み、更なる期間延長の措置を講じること。

5. 地方交付税について

- (1) 地方交付税原資の安定性の向上等を図るため、法定率の見直しが平成27年度の地方財政対策で決定されたが、将来世代に負担を先送ることがないように、臨時財政対策債の廃止に向け、今後も法定率の更なる見直しを着実に進めること。
- (2) 地域の元気創造事業費の算定にあたっては、企業会計を含む職員削減率の算定方式ではなく、普通会計職員数で算定するよう見直しを行うこと。

6. 法人税の見直しについて

- (1) 法人実効税率を引き下げる場合には、安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討にあたっては、地方の意見を十分に反映するこ

と。

(2) 税制改正により、本来地方の自主財源である法人住民税の一部が国税化されることは、国が進めてきた地方分権改革、国から地方への税源移譲の流れに著しく反するため、地方の自主財源である法人住民税の財源を確保するとともに、今まで産業振興に努力してきた都市自治体の財源が不足とならないよう措置すること。

7. 固定資産税償却資産の課税制度の堅持について

償却資産課税については、都市自治体が都市基盤をはじめとする企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するための財源となっており、国の経済対策等の観点からも課税制度を堅持すること。

8. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9. 国政選挙の選挙執行経費の見直しについて

国政選挙に係る経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、国政選挙執行に対する交付金が減額され、経費不足により機器等の更新などの対応に支障が生じているため、実情に即するよう適正に算定基準の見直しを行うこと。

10. 社会保障・税番号制度について

(1) 社会保障・税番号制度の導入にあたり、地方公共団体への適切な情報提供を行うとともに、システム改修等の経費や平成27年度以降に発生する運用に係る実経費については、国の設けた想定事業費を超える部分についても全額を国庫補助金で措置し、地方に新たな負担が生じないようにすること。

(2) 住民サービスの向上を図るため、社会保障・税番号制度で配布される個人番号カードを利用した独自サービスを提供する場合には、調査研究やシステムの開発導入に対し、財政支援及び技術支援を講じること。

11. 本人通知制度の法整備について

個人情報不正取得、不正利用の早期発見や抑制のため、戸籍謄本・住民票等を本人以外の代理人や第三者に交付した場合、本人に対して交付した事実を通知する「本人通知制度」について、戸籍法及び住民基本台帳法で法整備すること。

12. 各種統計調査について

(1) 各種統計調査は、法定受託事務として都市自治体の実施しているが、全国規模で行われる統計調査について、コストの削減及び雇用の創出を図るため、国等が民間への委託を推進すること。

(2) 地域住民の基幹統計調査への理解と協力を得るため、広報活動の充実及び基幹統計調査の統廃合を含めた調査方法や調査項目の見直し等を行うこと。

(3) 質の高い統計調査員を確保するため、調査員報酬等の増額を図ること。

13. 小規模多機能自治組織の法人化について

少子高齢化や人口減少に直面する中で、様々な分野で地域課題に自主的に取り組む仕組みとして、福祉、防犯・防災、コミュニティビジネスなどの「小規模多機能自治組織」の役割が重要となるが、NPO等のような適合する法人制度がないため、法人格を付与できる制度の創設をすること。

14. 住民訴訟における賠償責任範囲の制限について

普通地方公共団体の長に対する賠償責任も国家公務員と同様に「故意又は重大な過失があったとき」に限定するよう、地方自治法を改正すること。

15. 退職手当債の延長について

平成27年度で終了する定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の特例措置について、発行期間を5年以上延長すること。

2. 地震・津波等防災対策の充実強化について

(東海)

南海トラフ巨大地震に伴う災害や台風、頻発する集中豪雨など自然災害の脅威や原子力災害に対して、総合的な防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化充実について

- (1) 南海トラフ巨大地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法に基づく特別強化区域における防災対策推進事業に対して、所要財源を確保し、事業推進を図ること。また、レベル2の地震・津波の対応を基本とした公共施設整備のガイドライン等を示すこと。
- (2) レベル2に対応した東海地区全域における防潮堤や水門など津波対策施設を早期に整備するとともに、海岸線に並行する道路等を活用した多重防御による対策を実施すること。また、海岸地域の防災林の盛土整備など津波防護に係る整備に対して財政措置の拡充や新たな支援制度の創設など総合的な対策を講じること。
- (3) 津波対策として準用河川の水門整備に係る補助制度を創設すること。
- (4) 重要なライフラインである水道施設の更新や耐震化等に係る国庫補助金について、資本単価の撤廃など採択要件を緩和するとともに、自由度の高いものとし、補助率の嵩上げをすること。
- (5) 下水道施設の更新・災害対策の確実な実施のため、国庫補助額を初年度から満額交付するとともに、補助率の引上げ等の財政措置の拡充を行うこと。
- (6) 防災施設整備に係る用地取得については、租税特別措置法施行規則に定める土地収用法の事業認定を受けない場合においても、収用等の課税の特例の対象（特掲事業）とするよう法的措置を講じること。
- (7) 津波浸水想定区域に立地する公共施設、住宅及び企業等の高台・内陸部への移転について、地域の実情に応じた対策が図られるよう、農地法、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法等に規定される土地利用規制の緩和措置を講じること。
- (8) 内閣府の地区防災計画制度による地域の特性に応じた防災計画づくりが促進されるよう、国の支援制度を創設すること。
- (9) 木曾三川流域は日本最大の海拔ゼロメートル地帯の中にあり、南海トラフ巨大地震では甚大な被害が想定されることから、堤防の耐震強化を推進すること。

2. 建築物の耐震化の促進について

- (1) 災害時の拠点施設となる庁舎等の公共施設の耐震化や大規模改修を推進するため、財政措置を拡充すること。
- (2) 体育館などの天井崩落防止事業について、社会資本整備総合交付金を増額するとともに、調査費や設計費についても補助対象とするよう制度の拡充を図ること。また、補助要件について、特定行政庁の勧告・指導を撤廃するなど手続きの簡素化を図ること。
- (3) 木造住宅の耐震補助について、昭和56年6月以降に着工された建物も補助対象とすること。
また、一戸建て住宅に対する耐震改修等の補助金について、平成28年4月1日以降も減額は行わず、現行制度を継続するとともに所要財源を確保すること。

3. 大規模災害発生時における復興支援等の充実について

- (1) 地震・水害・噴火等の大規模災害に対する研究・観測体制等の充実及び多面的・総合的な防災・減災対策を推進するとともに、東日本大震災の実態を踏まえ、大規模災害発生時における救援活動や迅速な復興支援等に対する恒久的かつ総合的な制度を確立すること。
- (2) 東日本大震災に係る集中復興期間が本年度終了するが、大規模災害発生時の復興事業には長い期間と膨大な経費が必要であり、引き続き「復興枠」による別枠での予算確保など国による被災地域

の実情に照らした財政支援措置等を講じること。また、被災自治体への職員派遣経費についても、都市自治体の負担とならないよう全額財政措置すること。

4. 土砂災害防止対策について

(1) 各地の山岳・山間地域の集落では土石流による大きな被害が発生しており、土砂災害防止法の警戒区域の砂防施設の整備を早期に実施すること。

(2) 土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者に対する住宅移転の支援制度を拡充すること。また、土砂災害特別警戒区域内で、防災対策を講じる住宅への補助制度を創設すること。

5. 原子力安全対策の充実について

(1) 都市自治体の原子力災害時広域避難計画の早期策定に向けて、関係機関等の調整や財政措置など支援策を講じること。

(2) 原発再稼働に関する地元同意等は、法的根拠やルール化のない状況で進められているため、地元同意や事前説明・意見聴取に係る法制度を早急に整備すること。

6. 消防費に係る財政措置の充実について

(1) 近年、想定されていなかった原子力、火山噴火、土石流等による災害に対応するには、常備消防及び非常備消防の双方の強化が必要なため、地域の実情に応じた消防設備・体制の整備に対し、十分な財政措置を講じること。

(2) 消防車両の更新・点検整備について、都市自治体の実情に応じた財政支援がなされるよう、補助制度の創設及び財政措置を拡充すること。また、消防団の機能強化に係る消防ポンプ自動車の整備・更新等に要する経費について、補助制度を創設すること。

(3) 人口10万人以上でないと対象にならない高機能消防指令センター整備事業の補助制度について、都市自治体の実情に応じ見直すとともに、財政支援を拡充すること。

3. 福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現のために、少子高齢社会への対応や地域医療の確保など、福祉・保健・医療施策の一層の充実強化が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地域改善対策及び人権施策の推進について

基本的人権を尊重していくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を真に実効性のあるものにしていくこと。また、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する法的措置を早期に実現すること。

2. 介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、自治体個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。
- (2) 制度の円滑な運営と適切・公平な費用負担の観点から、障がい者施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設に入所した者について、適用除外施設入所前の都市自治体の被保険者となるよう住所地特例の取扱いを見直すこと。

3. 国民健康保険制度について

- (1) 国民皆保険制度を持続可能な長期的に安定した医療保険制度として構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。
- (2) 制度の一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営と財政基盤強化を図るため、低所得者の保険料軽減の拡大や国庫負担率の引き上げなどの財政措置を講じるとともに、制度改正に伴う新たな地方負担や保険料負担の増加を招かないようにすること。
- (3) 制度改正に際しては、地域住民への周知期間や実施主体の準備期間を十分設定するとともに、速やかな情報提供を行うこと。
- (4) 少子化対策をはじめ社会保障制度の充実は、国の重要施策であるため、子ども医療費などの地方単独福祉医療の実施に伴う国民健康保険に係る療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

4. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療保険料の特例軽減について、政令本則への見直しが検討されているが、制度創設時の高齢者負担の軽減として導入された措置として定着していることを踏まえ、特例軽減を継続すること。

5. 少子化対策及び子育て支援施策の充実強化について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が総合的な子育て支援施策を展開できるよう、財源を確実に確保すること。
- (2) 保育士の確保と保育の質の向上のため、保育士の配置基準を見直すとともに処遇改善を図るよう十分な財政措置を講じること。
- (3) 保育所待機児童解消のため、企業に対し従業員の育児休業の取得、期間延長及び事業所内保育の実施について働きかけること。
- (4) 認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じること。また、認定こども園の公定価格について、すべての施設の安定的運営を図るとともに、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。
- (5) 子育て家庭の経済的負担軽減を図り、必要な医療を都市自治体による格差なく受診できるよう国の責任において、子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- (6) 平成27年度に国が創設する「子育て支援員（仮称）」を、小規模保育にとどまらず、朝夕な

どの時間帯等に従事できるよう、保育士の配置基準を見直すこと。

- (7) 公立保育所の移譲を受けた学校法人が良好な保育環境を維持するため実施する施設改修についても、社会福祉法人と同様の財政措置を講じること。
- (8) 待機児童の解消と改築・耐震化など地域の実態に応じた公立保育所施設の新築、増築及び改築の整備に係る財政措置を講じること。
- (9) 子ども・子育て支援新制度の充実に向けて消費税増税の先送りにより不足する財源だけでなく、新制度実施に必要とされた1兆円超の財源確保に努め、制度の実効性を高めること。
- (10) 保育所の徴収金（保育料）基準額の算定について、税法に定める「寡婦（夫）控除」が適用されない非婚のひとり親世帯に対しても、婚姻歴のあるひとり親世帯と同一の基準額となるよう措置すること。

6. 生活保護制度の見直しについて

- (1) 生活保護制度は、国の責任において実施すべきことから、4分の3の費用負担に留まらず、人件費を含めた生活保護に係る費用全額を国庫負担とすること。
- (2) 生活保護費の約半分を占める医療扶助費は増加の一途であるため、医療扶助の適正化に向けた制度の見直しを行うこと。

7. 民生委員・児童委員制度の見直しについて

地域社会で民生委員・児童委員がやりがいを持って活動できるよう、民生委員・児童委員の位置づけを明確化するよう関係法令を見直すとともに、活動実態に見合った報酬制度とすること。

8. 障がい者支援施策の充実について

- (1) 地域生活支援事業のうち、障がい児の通学に対する支援については、移動支援事業で対応しているが、地域生活支援事業ではなく、障害者総合支援法による法定給付とするよう制度を改正すること。
- (2) 介護保険法における介護保険施設等については、施設所在地自治体の財政を圧迫することのないよう、障がい福祉サービスにおける自立支援給付の支給決定に係る居住地特例の対象とすること。
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、事業費に係る国の補助額が交付基準に定める国庫補助額を下回っているため、十分な財政措置を講じること。
- (4) 保育所に入所している自閉症や発達障がい児支援のための加配保育士に係る財政支援について、地方負担額を軽減するとともに、国庫補助金で措置すること。
- (5) 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

9. 特別弔慰金について

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る地方自治体の人件費等の事務経費について、十分な財政措置を講じること。

10. 地域医療の充実について

- (1) 地方病院の勤務医不足と地域間の医師偏在等解消のため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成を図ること。また、基幹病院としての機能を確保するための診療科の設置と人口比に応じた医師の再配分を制度化すること。
- (2) 貸与者が直接運営する医療機関への勤務を条件とする場合の医学生修学貸与資金について、返還義務免除時は非課税扱いとすること。
- (3) 消費税率の引き上げにより病院事業の消費税負担額が更に増大し、病院経営に大きな影響があるため、医療に係る経費については、診療報酬制度の抜本的な見直しを行うなど、十分な対策を講じること。

11. 病院建設に対する支援について

- (1) 平成27年度以降に整備される公的病院について、医療施設耐震化基金事業の対象となるよう事業を継続するとともに、実事業費を算定基準とすること。また、建設中の事業に対しても物価

等の増高に対応した財政支援措置を拡充すること。

(2) 地方独立行政法人化した公的病院における職員引継の共済費は、設置者である地方公共団体の負担になるため、設置主体の負担について見直すこと。

1 2. がん検診推進事業の継続実施について

受診率向上のために乳がん検診の対象年齢の引き下げなど事業内容を見直すほか、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんを検診の対象とした「がん検診推進事業」について、安全性と有効性を確保しつつ、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

1 3. 成人歯科健診事業の拡充について

歯周疾患の予防に向けた取り組みが全身の健康保持に極めて有効であることから、健康増進法に基づく歯周疾患事業の対象範囲を20歳から70歳までの5歳刻みの年齢に拡充すること。

1 4. 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の公費助成に係る費用を、普通交付税による財政措置ではなく、措置額が明確となる国による負担制度とすること。

1 5. 予防接種の拡充について

国民の生命と健康を守り、医療費を将来的に抑制する国策として、定期予防接種費用の全額を財政支援すること。

1 6. 不妊治療に係る支援制度の拡充について

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費に対して助成制度を創設するとともに、特定不妊治療についても、保険適用の範囲を拡大するなど、必要な支援措置を講じること。

1 7. レセプト情報・特定健診等情報データ利用の拡充について

国保データベース（KDB）システムが市町村においても利用可能となっているが、地域医療の課題等を的確に把握するため、厚生労働省の各保険者のレセプト情報と特定健診・保健指導のデータベース（NDB）についても、市町村の利用を可能とすること。

4. 都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

(東海)

都市住民が安心・安全に暮らすことができる快適な社会基盤や生活環境整備、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤整備及び地域の産業振興や雇用の安定確保の一層の充実強化が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会資本整備総合交付金等について

- (1) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の社会資本整備が計画的かつ着実に進捗するよう、採択基準の要件緩和など都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、安定的な財源確保、地域の実情に即した配分をすること。また、概算要望額に対する見通しは予算編成時に通知すること。
- (2) 道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金について、適切な財政措置を講じること。
- (3) 道路施設長寿命化に係る防災・安全交付金について、適切な財政措置を講じること。
- (4) 社会資本整備総合交付金の公園施設長寿命化対策支援事業について、すべての都市公園において緑地の保全及び緑化の推進を図るとともに、十分な安全を確保する必要性があることから、規模要件を撤廃すること。
- (5) 下水道施設の長寿命化計画策定及び改築更新に関する社会資本総合整備交付金制度の補助率を引き上げるとともに、補助対象要件を拡充すること。

2. 道路整備事業の促進及び財源の確保について

- (1) 物流路線、震災時における緊急輸送路及び地域連携の機能を持つ高規格幹線道路等（伊豆縦貫自動車道、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）、国道1号潮見バイパス）について整備促進を図ること。また、都市自治体の活力及び安全と利便性の確保のための道路ネットワークの形成に必要な財源を充実強化すること。
- (2) 国道150号は、海岸線をつなぐ大動脈として経済・産業を支え、災害時には緊急輸送路となるなど多面的な機能を有する重要路線であることから、バイパス未整備区間について早急に事業化すること。
- (3) 基幹となる国道1号・23号は慢性的な渋滞となっており経済や環境面で大きな影響が生じているため、渋滞の解消や災害時の緊急輸送道路確保に向け、国道1号北勢バイパス、国道477号バイパス、国道23号中勢バイパスを早期に全線完成すること。
- (4) 東紀州地域の「新たな命の道」となる熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路の着実な整備と近畿自動車道紀勢線を一体的に早期事業化すること。
- (5) 5年に1回の点検が義務付けられたトンネル、橋梁その他道路を構成する施設など都市自治体が管理する道路構造物等の安全確保や長寿命化を図るため、メンテナンスサイクルに合わせた点検、修繕等に対する支援制度の充実や予算の確保をすること。

3. 港湾整備事業等の整備促進について

- (1) 港湾は、産業と経済の発展を支える重要な交通基盤インフラであり、地域産業の振興を担う上で重大な役割を果たしている。港湾が、国際的にも産業活動の拠点として発展していくために、多目的国際ターミナルの機能向上を図るバースの整備など港湾整備事業を促進すること。
- (2) 大規模災害発生時に生じる瓦礫処分先の確保として、御前崎港西埠頭地頭方地区を受け入れ先とすることで、広域瓦礫の迅速な処分が可能になるため、御前崎港西埠頭地頭方地区における廃棄物埋立護岸を整備すること。

4. 河川整備に係る支援及び海岸保全対策について

- (1) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側に堆積している土砂を下流側に流出させる事業や

ダム堆積土砂の活用システムの構築など、海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。

- (2) 木曾川水系河川整備計画に基づく護岸等整備の推進と洪水対策に有効な新丸山ダム本体着工を早期実現すること。
- (3) 高潮堤防整備、海岸堤防整備は喫緊の課題であり、一級河川雲出川河川改修事業並びに津松阪港直轄海岸保全施設整備事業を早期に完了すること。
- (4) 宮川の早期改修並びに河川改修に伴う橋梁架け替えも合わせて実施すること。また、河床掘削等による内水排除対策を直轄事業で実施すること。
- (5) 市民の健康増進のため、河川敷を有効活用するための施設整備等に係る補助制度を拡充すること。

5. 都市基盤整備事業や土地利用整備事業の促進及び財源確保について

- (1) 人口減少社会による大きな社会構造の変化が進む中、地方分権の観点から地域の実情に合わせた農地転用、農業振興地域などの農業政策も含めた新たな都市計画制度等の設計を国と地方で取り組むこと。
- (2) 農地法、農振法及び都市計画法等の農地に関する制度について、地域の実情に応じた総合的なまちづくりを実現するため、大臣許可・協議等の権限移譲や規制緩和をすること。
- (3) 地域の実情にあった市街化調整区域の開発を行うために、開発許可権限が移譲された都市自治体は、開発設置審査会が設置できるよう、開発審査会の設置基準を緩和すること。
- (4) 土地利用に関して市街化調整区域や農業振興地域の中で、交通の利便性に恵まれるなど新たな産業や交流拠点の形成が可能となる地域において地域の実情に応じた柔軟な土地利用が可能となるよう、規制緩和や関係法令の改正を行うこと。
- (5) 土地の有効活用や土地取引の円滑化、災害時の復旧等に有効な地籍整備の一層の推進を図るため、地籍調査事業に係る地籍調査費負担金及び地籍整備推進調査費補助金に、十分な予算を確保すること。
- (6) 公共事業実施に係る未登記処理事業において、管理放棄や権利放置等により法定相続人の確定しない土地について、都市自治体が迅速かつ円滑に手続きを進めるため、法整備など対応策を講じること。

6. 交通関連整備事業の促進及び財源の確保について

- (1) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」のもと、地域の実態に応じた持続可能な地域公共交通を確保・維持するため、十分な財源を確保するとともに、赤字補てん等の新たな支援制度を創設すること。
- (2) 地域鉄道の存続と地域鉄道の安全性の向上のため、地域公共交通確保維持改善事業費については事業者が計画的に事業実施できるよう所要財源措置を講じるとともに、関係自治体が支えている第三セクター鉄道に対し、運行経費も含めた財政支援を拡充すること。また、「定期券エコポイント制度」等利用促進事業を創設すること。
- (3) リニア中央新幹線岐阜県中間駅の開業に向け、周辺地域の道路などのインフラ事業に関する補助率の引き上げなど、沿線自治体への財政支援を拡充すること。
- (4) 首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題としての議論を高め、東海道新幹線「静岡空港駅」設置が早期に実現するよう、関係者への強い働きかけをすること。

7. 農業関連事業の支援及び財政措置について

- (1) 農林水産統計年報については、現在市町村別データが大幅に削減されているが、農業を巡る大幅な構造変化やT P P等による外部環境の変化等、農業がかつて経験のない内外環境に対応していくためには、農業に係る基本情報は必要不可欠であり、市町村の第1次産業の振興等のため、全国統一基準での統計調査の実施及び市町村別の統計データを公表すること。
- (2) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度の創設や茶改植等支援事業について、制度の恒久化を図るなど茶業振興に対し、財政措置を講じること。

- (3) 湛水防除事業における既存の排水機場への非常用発電設備の設置について、補助制度を創設すること。
- (4) 主食用米の当年産の販売価格が大きく下落しており、主穀中心の農業者の経営が悪化しているため、小規模農家に対する支援措置を講じること。
- (5) 鳥獣被害防止総合対策交付金制度について、継続的な予算確保を行うとともに、雑草対策に有効な防草シート設置も交付対象とした補助制度に拡充すること。
- (6) 全国的に深刻化・広域化する鳥獣被害への対策は、市町村及び猟友会を中心とした捕獲従事者に頼る部分が多く、過酷な環境下での作業や捕獲作業中の猟銃による繰り返しの事故の発生など、特に銃猟者の身体的・精神的な負担が過大であることから、捕獲環境改善及び安全確保のため、早期に無線機によるGPS位置情報管理システムの構築を図ること。

8. 森林整備事業について

- (1) 施業集約化、路網整備、条件不利地等の森林整備を促進するとともに、森林・林業再生プランの着実な推進に向け、継続的かつ安定的な森林整備事業の予算を確保すること。
- (2) 材価の低迷等により木材の売却益が少なく山林経営は厳しい状況にあり、伐採されない山林が増加しており、山林の持つ公益的機能を確保・維持するため、主伐経費に対する支援の実施や植栽経費に対する国の支援措置の拡充すること。

9. 生活環境整備事業の支援及び財政措置について

- (1) 老朽化する公共施設等の更新や長寿命化などを都市自治体が計画的に推進するため、十分な財政措置を講じるとともに、排水機場、公民館及び文化センターなど、各省庁の補助事業で補完されない施設を対象とした改修費等の財政支援制度を創設すること。また、老朽化した公共施設の除去費については、公共施設等総合管理計画に位置付けることにより、過疎債の対象要件を緩和すること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金について、年度当初から交付申請額を満額交付するよう、確実に財政措置をするとともに、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など、全ての廃棄物処理施設の解体・撤去工事について、交付対象にするなど、財政支援を拡充すること。
- (3) 民間賃貸住宅の空家発生の緩和や公共住宅の維持管理等行政コストの削減を図るため、民間賃貸住宅を活用した低所得者への家賃補助制度を創設すること。
- (4) 平成27年度以降も海岸漂着物対策として「海岸漂着物地域対策推進事業」の回収・処理等は、全額国費事業を継続し、補助対象となっていない海岸漂着物の発生原因である河川等のごみの回収・処理に要する費用についても財政措置の対象とすること。
- (5) 森林や里山の荒廃、鳥獣被害の深刻化、自然災害の激甚化など過度の開発や管理不足などにより、自然の恵みが失われつつある中、森・里・川・海の豊かな自然環境の保全と再生に向けて、必要な財政支援策を講じること。

10. 水道・下水道整備事業について

- (1) 水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良等が促進されるよう、老朽管更新事業や重要給水施設配水管事業の補助制度の採択基準の緩和や補助率の引き上げ等財政支援を拡充すること。
- (2) 小規模な複数の簡易水道を統合した上水道事業及び上水道と統合した小規模な旧簡易水道地域事業について、引き続き簡易水道事業と同等の財政支援をすること。
- (3) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政措置を講じること。
- (4) 二酸化炭素削減性能が高い設備機器を既に有するし尿処理施設を更新する場合、現行制度では国庫補助事業の対象外となるため、経年劣化による更新費用に対する補助制度を創設すること。
- (5) 排水ポンプ場施設について、下水道長寿命化計画に基づかない想定外の修繕に対し、柔軟に対応できるような補助制度とすること。
- (6) 下水道未整備地区の早期解消のため、面（管路）整備事業に係る効果促進事業制度を継続すること。

1 1. 再生可能エネルギーについて

- (1) 官民一体による低炭素社会の創出に向け、再生可能エネルギーの加速度的な普及促進を図るため、家庭用も含め、地熱・地中熱等を利用した設備導入に関する国庫補助制度の採択基準の要件緩和や財政措置の拡充を図ること。
- (2) 大規模な太陽光発電設備や高さのある風力発電設備の設置について、設置所在地の都市自治体の守るべき景観や自然環境を保有する特殊事情を理解し、都市自治体の同意を得ることを義務付けるなどの対策を講じること。

1 2. 「住んでよし、訪れてよし」のまちづくり支援について

- (1) 観光を通じた地域活性化を図るため、広域連携による周遊観光ルート形成に対する財政支援を拡充すること。
- (2) 外国人観光客の増大に向けた海外への情報発信を国策として実施するとともに、都市自治体によるプロモーションに対する財政支援を拡充すること。
- (3) 観光を通じた産業振興や情報発信を通じ、地方への移住・定着を促進する仕組みづくりを推進すること。

1 3. 優良企業の市外・県外流出の防止について

現在市内で操業している企業の市外・県外流出を防止するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る集積のない産業であっても、地域の活性化に資することが見込まれる場合には指定集積業種に加えることができるよう特例措置を講じること。

1 4. 山岳トイレの整備について

- (1) 山小屋関係者等の山岳トイレ整備に対する国の山岳環境保全対策支援事業制度の算定にあたっては、補助対象経費から県や市町村からの補助分を控除しないこと。
また、都市自治体が整備する場合も補助対象とすること。
- (2) 国立公園内集団施設地区等の公衆トイレは、国が直轄で整備を進めること。

5. 教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進展により教育行政を取り巻く環境も大きく変わってきており、次代を担う子どもたちの健全で豊かな人間形成のため、これに対応する支援体制の確立が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 小中学校35人学級編成の推進について

きめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編成標準を35人以下とするとともに、学級再編に対応した教職員定数の改善を図ること。

2. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加等に対応するため、教員の定数を拡充すること。
- (2) 小学校における外国語活動や読書活動の推進、中学校における必修科目の増加、特別支援教育の充実に向け、都市自治体が必要に応じて適切な人材配置ができるよう、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- (3) 家庭や学校、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の複雑多様化、広域化に対応するため、社会福祉的視点を持ち、子どもや保護者の心のケアに対応するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置人員及び配置時間数等を拡充するとともに、基礎自治体においてスクールカウンセラー等の柔軟な配置・運用が可能となるよう運用方法等を改善すること。
- (4) 食物アレルギーや熱中症等、学校の安全・健康への危機管理上の課題が年々増加し、相談対応を必要とする児童生徒も増加傾向にある中、大規模校では養護教諭の負担が過大となっている。については、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう、養護教諭配置基準を見直すこと。
- (5) 今後見込まれている、小学校高学年の英語必修化や低学年への外国語活動導入に向け、各市の児童が充実した授業を受けられるよう、ALT配置事業に対し財政措置を講じること。

3. 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援学級は1学級8人による学級編制となっているが、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、より少人数による適正な学級編制標準とすること。併せて、学級数の増加に対応した教職員定数の拡充を図ること。
- (2) 通常学級に在籍する「特別に支援を必要とする児童生徒」の増加に伴い、支援を必要とする子どもへの適切な指導及び支援を行うため、特別支援教育支援員を継続的に配置できるよう新たな補助制度を創設するとともに、人的措置に係る経費について財政措置を講じること。
- (3) 発達に課題を抱える子どもへの早期支援によりスムーズな就学につなげるため、幼稚園、保育園及び認定こども園に、特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育支援体制を構築するための交付金を創設すること。

4. 外国人児童生徒の教育支援について

学校現場においては、外国人児童生徒の母国語がわかり、様々な支援ができる人材の配置が強く求められているところである。外国人児童生徒の教育支援体制の充実のため、学習支援や日本語指導等を行う支援員の拡充にあたり財政的・人的支援措置を講じること。

5. 放課後児童対策等について

- (1) 放課後子供教室に係る補助制度については、運営実態にあわせたより使いやすい制度とするとともに、補助金について、申請どおり交付するよう財政措置を講じること。
- (2) 放課後児童クラブの1教室ごとに、利用児童数に関係なく支援員を2人以上配置する基準が定められ、運営経費の増加が見込まれることから、国庫補助基準額の補助要件を実情に即するよう適正に見直すこと。

6. 学校ICT化の支援について

- (1) ICT支援員については、教育の質を向上させるための教員スキルアップを図るうえで強くサ

- ポートが望まれることから、学校 I C T 支援員派遣事業に対する事業費補助制度を創設すること。
- (2) 小中学校「校務支援システム」の導入及び維持管理に多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。
 - (3) 普通教室でのタブレット機器・電子黒板等の I C T 活用にあつては、機器整備及び無線 L A N 基盤構築に多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。
 - (4) ネット上の悪質な書込み（誹謗中傷、個人情報流失等）を早期に発見し、児童生徒へのネットいじめ被害を未然に防止するための「学校ネットパトロール事業」に対する事業費補助制度を創設すること。

7. 学校施設環境改善交付金等について

- (1) 公立の小中学校等の老朽化や教室不足、空調設置及びトイレ洋式化等に伴う大規模改造工事について、都市自治体の実情に応じて、公立学校施設費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金を安定的かつ確実に配分交付するとともに、学校施設環境改善交付金の規模改造事業に係る補助対象要件の緩和及び補助率や基準単価の引上げなど、さらなる制度の拡充を図ること。
- (2) 災害時の避難所となる小中学校における太陽光発電を利用した蓄電設備を整備するため、学校施設環境改善交付金の補助率引き上げ等、財政措置を講じること。
- (3) 中学校武道場を新築する際に活用する学校施設環境改善交付金の補助率は、平成 2 5 年度以前と同様に 2 分の 1 に引き上げること。

8. 教育関係経費の国庫補助分の超過負担の解消について

特別支援教育就学奨励費、私立幼稚園就園奨励費補助金については、補助基準額や補助率が定められているにもかかわらず、実補助金はこれらを大きく下回っているため、超過負担が生じることのないよう国庫補助金の財政措置を講じること。

9. 学校再編への支援について

- (1) 再編によって生じる課題を解決し、小中一貫教育を推進するため、基礎自治体への人的支援措置を拡充するとともに、統合校整備費の国費負担金について、国庫補助金の算出根拠となる必要面積や建築単価が実情と大きく隔たりがあるため、見直すこと。
- (2) 学校統合に対する保護者や児童生徒の不安を軽減し、統合後の魅力ある学校づくりに取り組むため、必要な人員の確保とともに加配期間を延長するなど、より一層の支援措置を講じること。

1 0. 子どものいじめ防止に関する取組みについて

市民一丸となって、子どものいじめ防止を推進するため、市民・事業者への啓発や見守り活動等に対し、財政支援をすること。

1 1. 飛騨御嶽高地トレーニングエリアへの総合的な支援について

スポーツ振興基本計画に基づくナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受け、国内外トップアスリートの育成や輩出の一助となっている飛騨御嶽高地トレーニングエリアについて、受け入れ体制や選手育成機能を高めるため、ソフト・ハードにわたる総合的な支援を充実すること。